

平成30年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和元年7月29日

新潟市監査委員 高井 昭一郎
 同 伊藤 秀夫
 同 風間 ルミ子
 同 竹内 功

平成30年度包括外部監査
 「水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況」

新潟市長が講じた措置

監査結果報告書の頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等
66	水道局（経営管理課） 下水道部（経営企画課）	<p>意見 No.1 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 1 組織 水道事業と下水道事業の統合 水道事業と下水道事業は共通する事務が多く、水道事業と下水道事業を統合している自治体は少なくない。財務管理強化、事務の効率化、人員削減等の観点から、水道局と下水道部の統合を検討することが望まれる。</p>	<p>【水道局】 【下水道部】 水道事業と下水道事業の統合にあたっては、官民連携や広域連携の推進、人材確保・育成方針、庁舎・事業所の再編や、下水道事業の地方公営企業法全部適用の適否や雨水の取扱いなど様々な課題があることから、今後、メリットとデメリットを踏まえた慎重な検討を行ってまいります。 【検討中】</p>
70	水道局（計画整備課） 下水道部（下水道計画課）	<p>意見 No.2 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 2 災害対策 投資計画の見直し 工事費の高騰などにより工事の施工年度が全体的に後ろ倒しとなっているが、優先順位の高い工事が確実に実施されるよう「新・マスタープラン」や「新潟市下水道ビジョン（改訂版）」を見直すことが望まれる。</p>	<p>【水道局】 「新・マスタープラン前期実施計画（平成27～29年度）」の実施状況を踏まえ、「中期実施計画（平成30年度～令和2年度）」では、漏水時に影響が大きい基幹管路と、口径100mm以上の配水支管の更新を優先するよう見直しを行いました。今後についても、中期実施計画の実施状況を踏まえながら、優先順位の高い工事が確実に実施されるよう、令和2年度に「新・マスタープラン後期実施計画（令和3～6年度）」を策定してまいります。 【方針決定】</p> <p>【下水道部】 「第二次新潟市下水道中期ビジョン（2019～2028年度）（以下「新ビジョン」）」では、下水道サービスを持続可能なものとして安定的に提供するため、下水道施設の機能確保を最重要課題と位置付け、3つの基本方針、（指標設定を</p>

71	水道局 (経営管理課) 下水道部 (経営企画課)	<p>意見 No.3 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 3 料金設定及び徴収 料金算定方法の見直し</p> <p>水道料金については、平成13年の料金改定時において、将来の資金不足額を解消するために必要な改定率を計算し、この改定率を準備料金及び水量料金に乗じるという考え方で算定されている。世代間負担、利用者間負担の公平性の観点から、給水需要予測と施設計画をもとに料金算定期間の総括原価を見積り、これを需要家費、固定費及び変動費に分解し、一定の基準により準備料金及び水量料金に配賦する方法を採用することにより計算された個別原価をもとに算定することが望まれる。</p> <p>また、下水道料金についても、平成16年の料金改定時において、雨水公費・汚水私費という考え方を除き、基本的に水道料金と同様の方法により算定されている。料金改定時は公営企業会計適用前であったためやむを得ないが、今後の料金改定においては適切に計算された原価をもとに料金を算定することが望まれる。</p>	<p>した) 5つの施策の取組みを見直しました。</p> <p>また、施策別整備計画では、平成30年度において160億円/年の推移を見込んでいますが、物価や人件費の上昇などの社会情勢の変化や整備の進捗状況等を踏まえ、新たな施設整備計画を適切に反映し、優先順位の高い工事が確実に実施されるよう、適宜、整備計画の見直しを行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>【水道局】 新・新潟市水道事業中長期経営計画(新・マスタープラン)では、今後の料金について総務省の研究会報告や、(公社)日本水道協会で策定された「水道料金算定要領」等を踏まえ、改めて試算および検討を重ね、適正な資産維持費による料金算定等、必要な利益の確保に向けた検討を進めるとしており、今後、料金改定を行う場合は、総括原価を基に具体的な算定方法を定めたこの要領に沿って、個別原価を計算し、適正な料金水準と料金体系による改定を行う必要があると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>【下水道部】 下水道使用料改定については、今後、公営企業会計における減価償却や留保財源等の非現金支出も含め、中長期的な計画により算出した収支予測により、適切な原価をもとに料金を算出してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
75	水道局 (管路課) 下水道部 (経営企画課・下水道計画課)	<p>意見 No.4 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 4 財産管理及び物品管理 固定資産台帳と管路システムの整合性</p> <p>現状は、管路に関して、固定資産台帳と管路システム間の整合性を確認できる状況にはない。固定資産台帳も管路システムも、財務報告やアセットマネジメントの観点から重要なデータであることから、両者の整合性が確認できるよう固定資産の登録方法を改善することが望まれる。また、今後の課題として、登録情報の一元化や固定資産管理システムと管路システムの連携等についても検討の余地があると考えられる。</p>	<p>【水道局】 固定資産台帳と管路システムは、運用目的が異なっており、その元となるデータも異なるため、システム間の完全一致は困難なものの、財務報告やアセットマネジメントにおけるデータ精度向上の観点から、令和元年度以降、年度末の機会に各々の内容を突合し、整合を確認してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p> <p>【下水道部】 固定資産を適正に管理するためには、両システムの整合性が取れていることが望ましいため、平成30年度取得分から、固定資産管理システムと下水道台帳(施設)管理システムの関連付けを構築いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

75	水道局 (経営管理課) 下水道部 (経営企画課)	指摘 No.1 Ⅱ 水道事業及び下水道事業に共通する事項 4 財産管理及び物品管理 固定資産の実査 水道局及び下水道部では、固定資産台帳の実査を行うことが定められているが、現状、実査までは実施されていない。固定資産の実査や識別コードの貼付など固定資産の実査に関する方針を明確化したうえで、定められた方針に従い、定期的に固定資産台帳と現物との突合を行うべきである。	【水道局】 水道事業の性質上、地中埋設管路など、取得後の定期的実査が難しい固定資産が多くありますが、実査や標識の貼付などの範囲や方法等について令和元年度に検討・実施いたします。 【検討中】 【下水道部】 下水道部では、地中埋設物を除く固定資産について、今までの現存確認をより強化し、除却資産の確認時に、稼働中の固定資産も含めて確認していますが、識別コードを貼付した突合までは実施していないため、固定資産の実査に関する方針については令和元年度に検討いたします。また、地中埋設物の実査確認については管路システムを活用した老朽管の調査等を行ってまいります。 【検討中】
77	水道局 (総務課) 下水道部 (経営企画課)	意見 No.5 Ⅱ 水道事業及び下水道事業に共通する事項 5 人件費の管理 退職手当の負担 水道局では、退職時に水道関係の所属であった職員に対して退職手当を負担している。また、下水道部では、下水道関係の所属で退職する職員で在職期間の80%以上を下水道に関わっていた職員について退職手当を負担している。 地方公営企業は独立採算制が原則とされていることから、職員の退職手当について、在職期間等を基準に関係部局間で負担する方法を採用するなど、負担関係を見直す必要がないか一般会計等と協議・検討することが望まれる。	【水道局】 【下水道部】 他都市の状況を精査し、令和元年度中には一般会計等との協議・検討を開始いたします。 【検討中】
79	水道局 (経営管理課) 下水道部 (経営企画課)	意見 No.6 Ⅱ 水道事業及び下水道事業に共通する事項 6 会計処理 遊休資産の評価 固定資産の遊休状態の判定は、個々の資産単位ではなく、施設単位で行う方針となっていることから、遊休状態となっている個別の資産を遊休資産として識別しておらず、これらに対して減損会計の必要なプロセスが行われていない。 期末日時点の公営企業の財政状態を適切に表すため、固定資産の遊休状態の判定は、個々の資産毎に実施する方針とすることが望まれる。また、重要性の観点から施設毎に遊休状態を判断しているというのであれば、稼働している施設に含まれる遊休資産に重要性	【水道局】 固定資産の遊休状態の判定は、現在、施設単位で行っていることから、個々の資産毎に固定資産の遊休状態を判定する方法について、令和元年度に検討いたします。 【検討中】 【下水道部】 平成30年度に、個々の資産毎に遊休の状況を精査し、減損の兆候を認識しました。令和元年度では減損損失の会計処理を実施いたします。 【検討中】

80	水道局 (営業課) 下水道部 (経営企画課)	<p>がないとの判断に至った経緯を適切に文書化しておくことが求められる。</p> <p>意見 No.7 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 7 情報システム ITに係る組織体制</p> <p>システム計画の策定からその運用に至るプロセスにおいては、各業務システムの統括的な管理が可能な組織が主体となり、複数の業務システムを統括的に管理することで、個々のシステム毎に対応するよりも、より効率的・効果的な対応が可能になると考えられる。</p> <p>よって、水道局においては、ICT 政策課と緊密な連携を保持しつつ、水道局営業課が主体となり、関係各課と協議しながら、システム運用の効率化及びシステム最適化を検討することが望まれる。</p> <p>また、下水道部においては、システム統括課に該当する機関が設置されていないことから、IT の上位組織であるICT 政策課と各所管課間の連携を強化し、ICT 政策課のより一層の支援のもと、ICT 政策課及び各業務システムの所管課間の役割を明確化した上で、システム運用の効率化及びシステム最適化を検討することが望まれる。</p>	<p>【水道局】 水道局では、「新潟市水道局電子計算機処理管理運営規程」に基づき、個々の業務システム毎に導入及び改修時の評価を行っていましたが、全体的なシステム運用の効率化や最適化の検討までには至りませんでした。</p> <p>平成31年4月には、この規程を廃止し、情報通信技術の活用を組織的に統制することを目的とした「新潟市水道局情報通信技術の活用に関する規程」を制定しました。この規程に基づき、令和元年度からICT政策課と連携しつつ、局内システム所有部署と協議を行いながら、営業課が主体となってシステム運用の効率化及びシステム最適化を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>【下水道部】 下水道部において、各業務システムの更新・改修等を実施する際には、ICT政策課がICTガバナンスの改善として庁内向けに公開策定している「ICT業務基準書」を技術面において活用していますが、技術的な課題の他に事業会計の予算区分も考慮する必要があることから、ICT政策課と連携をし、効率的・経済的な運用を図り、システムの最適化を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
81	水道局 (営業課) 下水道部 (経営企画課・下水道計画課)	<p>指摘 No.2 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 7 情報システム 障害記録の保管及び障害管理台帳の整備</p> <p>十分な障害記録の保管・管理が実施されていない。障害記録の保管においては、外部事業者の作業記録の保管に留まらず、発生原因、その影響範囲、暫定対応、恒久対応等の主体的な記録・保管を実施すべきである。</p>	<p>【水道局】 これまで、所管するシステムの障害発生時においては、開発・保守業者から提出された報告書を管理・保管しておりましたが、令和元年5月からは、障害記録についての標準書式を定め、障害管理台帳を整備し、システム所管課における主体的な記録・保管を実施しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p> <p>【下水道部】 平成30年度に障害記録を実施し、課題管理表を作成するとともに、所管課において情報共有を行いました。今後についても、記録・保管を実施し、システム改修の際には活用してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

81	水道局 (営業課) 下水道部 (経営企画課)	<p>意見 No.8 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 7 情報システム 障害記録の保管及び障害管理台帳の整備 障害管理台帳等の標準ドキュメントを整備することで障害記録をナレッジ化し、特に大規模なシステム更改作業において、障害の未然防止策の検討、及び障害発生時のリスク低減策に活用することが望まれる。</p>	<p>【水道局】 令和元年5月から障害管理台帳を整備することで、障害履歴等のナレッジ化を進め、障害の未然防止及び発生時のリスク低減に有効活用してまいります。 【方針決定】</p> <p>【下水道部】 平成30年度に課題管理表を各システム担当に送付し、現在は記録・保管を実施しています。障害の未然防止策の検討及び障害発生時のリスク低減策、また今後のシステム改修の際に活用してまいります。 【方針決定】</p>
82	水道局 (営業課) 下水道部 (経営企画課)	<p>指摘 No.3 II 水道事業及び下水道事業に共通する事項 7 情報システム OS及びデータベースにおける特権アカウント管理 OS及びデータベースにおける特権アカウント情報は各業務システムの所管課において、把握されてはいるものの、アクセス権限管理簿による点検及び管理が実施されていない。アクセス権限管理簿による主体的な点検及び管理を実施すべきである。</p>	<p>【水道局】 令和元年7月より、全てのアカウントについて、アクセス権限管理簿に記載し、点検・管理を行ってまいります。 【検討中】</p> <p>【下水道部】 平成30年度に特権アカウント権限管理簿を作成し、点検を行いました。今後は、定期的な点検・管理してまいります。 【方針決定】</p>
83	水道局 (経営管理課)	<p>意見 No.9 III 水道事業に関する事項 1 事業計画 指標目標の適時見直し 計画期間内に達成すべき目標は、将来的にクリアすべき水準を踏まえたものであることが重要であるため、「後期実施計画」の策定に際しては中期目標の進捗状況を踏まえ、後期目標の目標値の見直しの可否も検討することが望まれる。</p>	<p>新・マスタープラン前期実施計画（平成27年度～平成29年度）に対する経営審議会による外部評価において、「社会・経済情勢の変化に伴う計画の最終的な各種数値目標の見直し等も必要に応じて検討した上で、中期実施計画の進捗及び後期実施計画の策定につなげる必要がある。」との評価・意見をいただいていることなどを踏まえ、令和2年度の後期実施計画（令和3～6年度）策定時においては、事業内容及び目標の見直し等について、中期実施計画の進捗状況や同審議会の意見を参考として、その適否等を検討いたします。 【方針決定】</p>

86	水道局 (経営管理課)	<p>意見 No.10 Ⅲ 水道事業に関する事項 1 事業計画 企業債借入残高上限額設定の必要性</p> <p>新潟市における企業債残高は全国平均・政令市平均と比較しても相対的に多額となっており、平成32年度には企業債残高対給水収益比率は374.3%に達する見込みである(平成29年度時点での全国平均は279.1%)。</p> <p>企業債は、料金収入にて償還することを原則としているため、給水収益に対する企業債残高が上昇していくことは、将来世代に過度な負担を強いることになり、世代間の公平性を害することになる。</p> <p>現状、新潟市において企業債借入残高に限度額を設定する等の方針は定められていないため、長期的な財務状況を見据え、企業債の限度額を設定することが望ましい。</p>	<p>企業債の借入水準については、長期の投資計画、財政見通し等により定める必要があり、令和元年度までに策定する施設再編基本構想を踏まえて、改めて長期的な投資見通し等を得たうえで、令和6年度策定予定の経営計画に合わせて検討を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
88	水道局 (計画整備課)	<p>意見 No.11 Ⅲ 水道事業に関する事項 1 事業計画 近隣市町村との連携強化</p> <p>自己水源と広域水道は代替的な関係にあることから、施設再編基本構想の策定において、検討範囲を新潟市内の施設に限定せず、近隣市町村からの受水や施設の共同設置等も選択肢として、広域水道の代替性評価を行うことが重要である。</p> <p>まずは、近隣市町村と水需要予測や施設規模、配水能力等の情報を共有し、連携を強化することが望まれる。</p>	<p>「施設再編基本構想」は、令和7年度以降の事業計画策定に向け、今後の施設整備の方向性を示すものであり、施設の現状の整理、課題の把握、合理化の検討を行い、策定作業を進めております。</p> <p>なお、広域連携については、新潟市の新潟広域都市圏ビジョンにおける連携事業として、上水道の安定供給の推進に取り組んでおり、連携市町村と災害時等の相互援助の検討を行っております。</p> <p>また、新潟県の基盤強化検討会では、県内を6つのブロックに分け、広域化の検討を進めることとしており、広域連携や民間活用などについて、意見交換を行っています。</p> <p>これらを踏まえ、本市の現状評価を進めつつ、新潟広域都市圏ビジョンの取り組みや、県の主導する広域化の取り組みを通じて、必要な情報共有などを進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
90	水道局 (中央事業所料金課)	<p>指摘 No.4 Ⅲ 水道事業に関する事項 2 料金設定及び徴収 分納に関する手続の徹底</p> <p>新潟市水道局水道料金等収納業務手順書」において、水道料金等未納者が分納を希望する場合には、水道局の承認をもって、「水道料金履行延期の特約申請書 兼 下水道使用料納付誓約書」(以下、「誓約書」という。)により受け付けることが明記されているが、未納者が「誓約書」の提出を拒否したため、「誓約書」の提出を受けないまま分納となっている事案が発見された。所定の手順に準拠せず口頭での分納約束を認めると、歯止めがきかなくなり、口頭での分納約束が増加してしまうリスクがあるため、「誓約</p>	<p>分納は誓約書の提出を原則とし、例外的に口頭での分納を許容する場面が想定されるケースについて、口頭での分納約束が増加してしまわないよう、未納者の過去の支払状況を精査し確実に履行されると判断できる場合のみ口頭による誓約を受け付けるものとして、平成31年2月に手順書を改め、周知しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

		<p>書」の提出を受けたうえで分納を認めるべきであったと考える。また、仮に例外的に口頭での分納を許容する場面が想定されるのであれば、そのような例外的なケースについて手順書で明確にし、口頭での分納約束が増加してしまわないような対策を行うべきである。</p> <p>指摘 No.5 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 貯蔵品の補助簿の月次照合資料の保管</p> <p>「緊急修繕用備蓄材料表」と「貯蔵品管理システム」の照合を毎月実施し、照合結果資料を5年間保管するルールになっているが、照合結果が保管されていない。事後的な検証可能性を確保するためにも、資料保管ルールの周知を行うことが必要である。</p>	<p>当面の対応として、月次照合資料の適切な保管を平成31年3月に周知・徹底いたしました。また、貯蔵品補助簿（「緊急修繕用備蓄材料表」）を廃止し、照合作業自体を不要とするため、現行の貯蔵品管理システムによる一元管理を令和元年8月より実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
92	水道局 (中央事業所維持管理課)	<p>意見 No.12 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 貯蔵品(材料)の効率的な管理</p> <p>貯蔵品(材料)は、「貯蔵品管理システム」の他に「緊急修繕用備蓄材料表」を作成して管理している。これは、担当課の業務内容と貯蔵品管理システムへのアクセス権限にミスマッチがあることから、システム外で別途管理資料を作成しているものである。</p> <p>各係の業務内容と「貯蔵品管理システム」のアクセス権限を見直し、貯蔵品(材料)の管理を「貯蔵品管理システム」で一元化することが望まれる。</p>	<p>令和元年8月より、アクセス権限の見直しを含め、現行の貯蔵品管理システムによる一元管理を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
93	水道局 (中央事業所維持管理課・営業課)	<p>意見 No.13 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 貯蔵品の必要在庫数量管理</p> <p>必要在庫数量の管理方法が担当課ごとに異なっている。別途管理資料を作成している担当課がある一方、必要数量の管理を行っていない担当課もあり、効果的かつ効率的な管理が行われていない。</p> <p>水道局として導入した「貯蔵品管理システム」で必要数量の管理は可能であることから、当該システムで一元管理することが望まれる。また、効果的な管理を行うため、担当課ごとに管理方法を変えるのではなく、水道局として統一した基準を設けることが望まれる。</p>	<p>中央事業所維持管理課が行う修繕材料の在庫数量等の管理については、令和元年8月より、現行の「貯蔵品管理システム」での一元管理を実施します。営業課が行う水道メーター等の必要数量管理については、保管場所ごとに数量管理できるシステムではないので、令和3年度稼働予定の新貯蔵品管理システムにおいて水道局として統一した基準を設け、必要数量の管理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

93	水道局 (中央事業所維持管理課)	<p>指摘 No.6 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 貯蔵品棚卸の事務フロー</p> <p>材料棚卸の管理事務フローと実際の運用に相違があった。業務内容の明確化、業務の引き継ぎ等を適切に行うためにも、管理事務フローを定期的に見直す仕組みを構築することが求められる。</p>	<p>貯蔵品の管理事務フローについて、平成31年4月に実際の運用を踏まえた見直しを実施いたしました。併せて、毎年度見直しを確実に行うため、全市的に標準様式が定められている事務引継書に明記いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
94	水道局 (中央事業所維持管理課)	<p>意見 No.14 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 棚卸結果の保管</p> <p>経理課長決裁後の最終の「たな卸明細表」については保管しているものの、材料棚卸において実際数量のカウント結果を記載した「たな卸明細表」は棚卸終了後破棄してしまっている。事後的な検証可能性を確保するためにも、実際のカウント結果を記載した「たな卸明細表」についてもあわせて保管しておくことが望ましいと考える。</p>	<p>平成30年度末より棚卸結果の保管資料として、最終的な「たな卸明細表」とともに、実地棚卸の際のカウント結果を記載した「たな卸明細表」をセットで保管しております。併せて、これを確実に実施するために、管理事務フローにおいて、「両者のセット保管」を明記いたしました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
94	水道局 (営業課)	<p>指摘 No.7 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 棚卸差異の検証</p> <p>新潟市水道事業会計規程では、棚卸差異が発生した場合には、不一致の原因等を記載した書類を作成のうえ管理者の決裁を受けることが定められている。しかし、平成30年3月の棚卸において棚卸差異が発生しているにもかかわらず、この書類が作成されていなかった。</p> <p>棚卸差異発生時の手順について、規程の周知・徹底を行うことが求められる。</p>	<p>平成31年2月に、不一致の原因等を記載した書類を作成し、決裁を受けました。令和元年度からは、棚卸差異発生時の手順についての規程の周知・徹底を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
95	水道局 (営業課)	<p>指摘 No.8 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 水道メーター棚卸の実施</p> <p>営業課が管理している水道メーターの一部について、事業年度末の棚卸が実施されていない。新潟市水道事業会計規程に従い、全ての水道メーターについて実地棚卸を実施すべきである。</p>	<p>現在の処理手順においては、一部のメーターが実地棚卸の対象外となってしまうことから、全ての水道メーターが対象となるよう手順の見直しを行い、平成31年3月購入分から順次、実地棚卸を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
96	水道局 (計画整備課)	<p>意見 No.15 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 太陽光発電設備の設置・稼働状況</p> <p>阿賀野川浄水場における太陽光発電設備の投資シミュレーションを行い、不採算であるとの結果であったが、「新・マスタープラン</p>	<p>水道局では、水や電力などの資源やエネルギーを多量に使用する水道事業者の責務として、環境対策を継続的に実施するため、新潟市水道</p>

		<p>中期実施計画(平成30年度～平成32年度)」においては、依然として太陽光発電設備の設置を行うとされている。不採算であるとの投資シミュレーション結果を受け、投資計画を修正するなど、適時に実施計画に反映することが望まれる。</p>	<p>局環境計画(平成28年度～令和6年度)を策定いたしました。</p> <p>浄水場への太陽光発電設備の導入は、環境計画の基本方針に掲げた「地球温暖化の防止」における施策の一つであり、不採算という結果だけを以って中止すべきものではないと考えております。</p> <p>ただし、ご意見のとおり、そのような取り組みにおいても、事業経営の観点では、投資効果のより高いものが求められます。このため、阿賀野川浄水場への太陽光発電設備の設置については、令和元年度中に設備規模や設置環境などの採算性を考慮した検討を行い、当初計画に対する見直しを図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
97	水道局 (経営管理課)	<p>意見 No.16 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 遊休資産の把握漏れ</p> <p>阿賀野川浄水場を現場視察したところ、遊休となっている資産が発見されたが、固定資産の減損会計の適用における遊休状態の判断を施設単位で行っていることもあり、当該遊休資産が遊休資産の一覧に集計されていなかった。</p> <p>稼働中の施設に帰属する遊休資産を含めて、遊休資産を網羅的に把握するため、各施設において少なくとも年に1回資産の稼働状況及び今後の転用見込み等を検討のうえ、経営管理課に報告する体制作りが望まれる。</p>	<p>今回ご指摘のあった遊休状態にある阿賀野川浄水場の脱水機棟については、平成30年度末において浄水課より報告を受けました。</p> <p>今後は、遊休状態の判断及び報告方法等について令和元年度に検討いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
99	水道局 (計画整備課)	<p>意見 No.17 Ⅲ 水道事業に関する事項 3 財産管理及び物品管理 各浄配水施設の管理方法等の統一</p> <p>各浄配水施設の維持管理情報等に関して、新潟市水道局として管理方法等が統一されていない。今後のアセットマネジメントを行っていく上で、各浄配水施設の管理情報を統一し、効率的かつ効果的に計画を策定していくことが望まれる。</p>	<p>浄配水施設の管理情報の統一については、以前より、その必要性を認識しており、アセットマネジメントの継続的な実践に向けた取り組みのなかで、基礎となる必要情報の整備などとあわせて検討を進めております。</p> <p>一方、平成30年末の改正水道法では、水道施設台帳の作成・保管、更新需要を含む収支見通しの作成・公表が明文化され、施設保全情報等の一元管理が求められております。</p> <p>以上をふまえ、令和2年度末を目途に浄配水施設の管理情報及び管理方法に関する対応方針を定めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
100	水道局 (経理課)	<p>意見 No.18 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 一般競争入札の実効性の確保</p> <p>一般競争入札が行われているものの、多数の業者が同額での入札を行い、結果として、最終的な落札者の決定はくじ引きにより行われている案件が多数識別された。</p>	<p>総合評価方式については、手続きの煩雑さから中小業者にとっては対応が困難な場合があり、寡占化が進む懸念がありますが、制度の有効性もあることから、平成20年度の導入以降、機会を捉</p>

102	水道局 (経理課)	<p>案件の性質上、一般競争入札では競争性や経済性が確保されにくい案件については、「総合評価方式」を採用し、価格以外の要素を基に落札業者を選定することが望ましいと考えられる。</p> <p>指摘 No.9 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 指名競争入札採用理由の明確化</p> <p>業務委託の契約について、政府調達協定（WTO 協定）の対象となる案件以外は一般競争入札方式を採用せず、基本的には指名競争入札方式を採用しているが、一般競争入札を行わない理由の記載が不十分である案件が識別された。</p> <p>指名競争入札方式を採用する場合には、一般競争入札ではなく指名競争入札によることとした具体的な理由及びその適切性の検討過程、指名業者の具体的な選定基準及びその適切性の検討過程を入札調書に明確に記載し、事後的な検証可能性を確保することが必要である。</p> <p>また、建設工事及び物品の調達等の契約と同様に、金額的重要性の観点から指名競争入札を基本とする場合には、実施要綱を定め、当該要綱に則った対応を行うことが必要である。</p>	<p>えて適用比率を通増させることにより対応しております。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p> <p>ご指摘のとおり、業務委託契約において、指名競争入札方式適用の理由について不明確な面がありましたので、平成31年3月以降は具体的な適用理由を添えて決裁処理をしております。</p> <p>また、金額的重要性の観点から指名競争入札を基本とする場合はありません。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
104	水道局 (経理課)	<p>意見 No.19 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 随意契約方式採用理由の合理性</p> <p>契約に際して、随意契約方式を採用することの適切性・合理性についての検討過程の記載が不十分であると判断される案件が識別された。</p> <p>契約に際して随意契約方式を採用する場合には、相当程度の慎重さをもってその合理性を検討し、見積調書に明確に記載することが望まれる。</p>	<p>一者随意契約の適用については、引き続き、その合理性を慎重に検討し、支出・委託同に添付する随意契約理由書に採用理由を明確に記載してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
106	水道局 (経理課)	<p>意見 No.20 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 随意契約に際しての契約金額の合理性</p> <p>随意契約に際しての契約金額の合理性検討過程について、見積調書に明確な記載が行われていない案件が多数識別された。</p> <p>随意契約金額の決定に際しては、下記のような対応を行い、その検討過程の詳細を見積調書に明確に記載することが必要と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の算定に際しては、随意契約先以外の同業他社からも参考見積書を入手して、随意契約先の参考見積額との比較衡量を行う 	<p>予定価格の算定に際しては、随意契約先の参考見積額と随意契約先以外の同業他社の類似するカタログ価格の他、過去の同様の業務実績などと比較・検討を行い、その経過を見積調書等に明記します。</p> <p>また、比較対象となる参考価格等が入手できない場合は、その理由について明記してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

108	水道局 (経理 課)	<p>・他社からの参考見積書を入手することが困難な場合には、随意契約先から入手した参考見積書について詳細な検討を行い、例えば、単価や数量・見積作業時間の合理性等について、同業他社のカタログ価格や過去の同様の業務実績と比較して、その適切性を検討する</p> <p>指摘 No.10 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 一者随意契約審査委員会開催議事録の作成・保存 一者随意契約審査委員会の開催議事録が残されておらず、開催実績を確認することができなかった。 事後的にその審査内容を確認できるよう、委員会開催の都度議事録を作成し、一定期間保存することが必要である。</p>	<p>当委員会については「審査結果調書」を作成し、出席委員の決裁後、調書を保管しておりますが、平成31年3月以降は、これに加え議事録を作成・保管しております。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
109	水道局 (経理 課)	<p>意見 No.21 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 契約書の収入印紙要否の確認 相手先から契約書を入手する際には、収入印紙の貼付の要否含め、契約の当事者として契約書に不備がないかを確認すべきであると考えられる。</p>	<p>契約書の収入印紙については、これまでどおり貼付の要否や金額の適否について確認を行うとともに、当方の認識と相違が生じた場合には相手方に税務署等への照会を要請するなど、適切な確認を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
110	水道局 (経理 課)	<p>指摘 No.11 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 契約事務手続マニュアルの整備 平成30年12月時点で契約事務手続に係るマニュアルは策定中の段階であるため、早急に正式なマニュアルを策定するとともに、適時に変更・見直しが行われる体制を整備することが必要である。</p>	<p>当局では契約事務手続きに係るマニュアルとして「契約事務の手引」を作成しておりますが、平成28年度以降は更新を行っておらず、記載が不足する部分があったことから、平成30年度内に加筆、修正等を行いました。 今後も、適時更新を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
110	水道局 (経理 課)	<p>意見 No.22 Ⅲ 水道事業に関する事項 4 入札及び契約 契約実績等の推移分析 水道局においては、各課や事業所ごとに契約案件管理を行っており、水道局全体での契約実績の推移や入札不調の発生状況の推移等をまとめた資料の作成は行われていない。 水道局全体での契約実績の推移や入札不調の状況推移をまとめた資料を作成し、今後の施策の立案に役立てることが望まれる。</p>	<p>従来、全局的な契約データの集約につきましては、必要に応じ行ってまいりました。 それらの資料を活用し、適切な契約事務を執行することで事業費の効率的な運用に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

112	水道局 (総務課)	<p>意見 No.23 Ⅲ 水道事業に関する事項 5 人件費の管理 特殊勤務手当の支給基準</p> <p>特殊勤務手当の支給基準を見直し、制度の趣旨に合致しないものがあれば適正化を図ることが望まれる。</p>	<p>特殊勤務手当の支給基準については、市長部局の基準を精査したうえで見直しについて検討を行い、令和元年度中に方針を決定いたします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
114	水道局 (経営管理課)	<p>指摘 No.12 Ⅲ 水道事業に関する事項 6 会計処理 固定資産の取得及び除却に係る会計処理を行う時期</p> <p>水道事業においては、決算期をまたぐ長期プロジェクトに係る固定資産の取得又は除却について、個々の資産の取得又は除却が行われた時ではなく、プロジェクトが完了した時に会計処理を行っている。</p> <p>プロジェクト完了時ではなく、個々の資産の使用開始時又は除却時に適時に会計処理を行うことが求められる。</p>	<p>平成30年度末決算において、すでに供用開始となっている固定資産について取得及び除却の会計処理を行いました。今後も継続して適切に会計処理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
115	水道局 (経理課)	<p>意見 No.24 Ⅲ 水道事業に関する事項 6 会計処理 貯蔵品の評価プロセス</p> <p>水道局では、期末決算にあたり、たな卸資産の毀損等の有無について、各管理部門から適切に情報収集する手続が実施されていない。</p> <p>たな卸資産の実態を適切に表示し、公営企業の財政状態をより適切にするために、決算に際して、たな卸資産の毀損等の有無を確認するプロセスを構築し、実施することが求められる。</p>	<p>たな卸資産の管理は、新潟市水道事業会計規程に基づき行っており、たな卸資産の毀損等については、期末決算を待たず速やかに会計処理を行っております。今後も規定に基づき適切に管理してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>
117	下水道部 (経営企画課・下水道計画課)	<p>意見No.25 Ⅳ 下水道事業に関する事項 1 事業計画 下水道事業における経営戦略</p> <p>「新潟市下水道中期ビジョン(改訂版)」において「経営戦略」の基礎となる「財源試算」と投資以外の経費の試算は、予算を基礎として行われており、将来予測に基づく試算は行われていない。そのため、「投資試算」等の支出と「財源試算」のギャップ(以下:「収支ギャップ」という。)を適切に把握することができず、収支ギャップ解消の取組の方向性を誤り、将来世代に過度な負担を繰り返してしまう可能性がある。</p> <p>将来にわたって安定的に事業を継続していくために、合理的な将来予測に基づいた「投資・財政計画」を策定することが望まれる。</p>	<p>令和元年度からの新ビジョンにおいては、過年度実績推移による試算のほか、老朽化施設の増や下水道使用料の減少傾向など、今後見込まれる状況の変化を考慮し、試算を行いました。今後は、経営分析を踏まえ、新ビジョンのもと、経営の効率化など財政的な取り組みを進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【方針決定】</p>

119	下水道部 (経営企画課)	<p>意見 No.26 IV 下水道事業に関する事項 1 事業計画 経営比較分析表の公表</p> <p>「経営比較分析表」は公営企業の経営状況の見える化や恒常的な経営の分析ツールとして総務省より公表が推奨されている。政令市は総務省において取り纏め、総務省ホームページに掲載する他、各公営企業においても自らのホームページに掲載することとなっているが、新潟市の下水道事業に係る「経営比較分析表」は新潟市ホームページに掲載されていない。</p> <p>下水道事業の「経営比較分析表」を新潟市ホームページに掲載することが望まれる。</p>	<p>平成31年3月に「経営比較分析表」を新潟市のホームページに掲載しました。 【措置済み】</p>
121	下水道部 (下水道計画課)	<p>意見 No.27 IV 下水道事業に関する事項 2 災害対策 田んぼダムの整備</p> <p>新潟市における「田んぼダム」の整備は、市街地周辺については下水道部、農村部については農村整備課が所管となっているが、市街地の浸水被害の抑制を図るための戦略的な連携が図られていない。</p> <p>「田んぼダム」について、新潟市全体として浸水対策の効果の高い地域を分析し、重点整備地域を決定し、下水道部と農村整備課が連携を図り、戦略的・計画的に事業を推進することが望まれる。</p>	<p>現在、農林水産部がシミュレーションを行い、田んぼダム整備効果の高い区域を精査しています。今後は、農林水産部と情報を共有し、連携してまいります。</p> <p>また、整備済みのエリアについて、田んぼダムの機能が十分に発揮できるよう、引き続き、田んぼダム所有者に対し、適切な維持管理をお願いしてまいります。 【方針決定】</p>
122	下水道部 (下水道計画課)	<p>意見 No.28 IV 下水道事業に関する事項 2 災害対策 市内の浸水対策状況</p> <p>浸水対策施設の整備状況について、独自指標での取組状況の公表に加え、他市との比較可能性がある指標もあわせて記載することが望まれる。また、都市浸水対策達成率は政令指定都市平均を下回っていることから、今後の改善が期待される。</p>	<p>新ビジョンでは、これまで通り、浸水対策率による指標を示しています。これは、浸水の状況は、地形等に影響されるため、他都市と比較できる指標ではなく、市独自の指標で進捗を確認することが望ましいと考えたためです。</p> <p>全国指標である都市浸水対策達成率については、今後も数値を把握し、他都市との状況を比較した中で、浸水対策を進めます。 【方針決定】</p>
123	下水道部 (下水道計画課)	<p>意見 No.29 IV 下水道事業に関する事項 2 災害対策 浸水対策計画での総合的な浸水対策に関する取組の状況</p> <p>中期ビジョンで示した総合的な浸水対策に関する取組の進捗状況は良好ではなく、いくつかの取組は導入しないことが決定している。財源の見通し等は厳しさを増しているものの、浸水対策は市民にとって重要なものであることから、既存の取組を拡大するか、代替するような取組を立案していくことが望ま</p>	<p>平成30年度までの「新潟市下水道中期ビジョン(改訂版)」では、総合的な浸水対策として、施設整備に加え、田んぼダム、リアルタイム情報ネットワークなどを掲げていました。</p> <p>新ビジョンでは、施設整備(ポンプ場や管渠など)に加え、自助・共助対策への支援や既存ストックの活用として、田んぼダムや背割排水</p>

125	下水道部 (下水道 計画課)	<p>れる。</p> <p>意見 No.30 IV 下水道事業に関する事項 2 災害対策 耐震化計画の進捗状況</p> <p>主要施設の耐震化率は低い水準となっている。ここ数年の日本国内の地震の被害状況等を勘案すると、耐震化のための施設整備の改築更新について早急な対応が必要だと考えられる。また、中長期計画を策定する際に十分考慮しておくことが望まれる。</p>	<p>路の改修など行うこととしています。 【方針決定】</p> <p>新ビジョンにおいて、耐震診断率を指標として策定済みです。 耐震診断の結果、対策が必要な施設については優先順位を定めて耐震化を図ってまいります。 【措置済み】</p>
126	下水道部 (経営企 画課)	<p>指摘 No.13 IV 下水道事業に関する事項 3 料金設定及び徴収 下水道料金支払拒否者に対する下水道料金の徴収</p> <p>下水道料金支払拒否者に対する下水道料金債権の滞納額が多額となり、一部の滞納債権が時効となっている事例があった。時効処理となる前のもっと早期の段階で、強制執行などにより滞納額を回収すべきであったと考える。</p>	<p>今後は下水道使用料のみの支払拒否者が発生しないようにするとともに、当該対象者に対しては令和元年度中に給水停止措置の実施について水道局と協議を進めます。 また、給水停止措置後も納付がない場合は滞納処分を実施します。 【検討中】</p>
128	下水道部 (経営企 画課)	<p>指摘 No.14 IV 下水道事業に関する事項 4 財産管理及び物品管理 規程及び事務フローの整備</p> <p>下水道部においては、固定資産の管理・事務は「新潟市公有財産規則」「下水道事業の財務の特例に関する規則」に沿って業務を行っているが、実際の業務においては、下水道事業の実務に合わせて資料の内容やフローを適宜変更しており、必ずしも上記規則に厳密に従って事務が行われているわけではない。下水道事業における実務を踏まえ、マニュアルを整備することが求められる。</p>	<p>令和元年度に下水道事業における固定資産の管理・事務を整理した上で、「新潟市公有財産規則」と「下水道事業の財務の特例に関する規則」に沿ったマニュアル整備を進めてまいります。 【検討中】</p>
128	下水道部 (経営企 画課)	<p>意見 No.31 IV 下水道事業に関する事項 4 財産管理及び物品管理 遊休資産の活用</p> <p>下水道部において、遊休資産の活用に関する方針・計画等が明確化されておらず、廃止から相当期間経過している資産の処分も進んでいない。 まずは、下水道部としての遊休資産の活用に関する方針等を明確化することが望まれる。その上で、必要に応じて、需要動向の把握や実際に遊休資産の処分を担当する部署を設置するなどの体制づくりが望まれる。</p>	<p>遊休資産の活用に関する方針・計画については、下水道事業以外での活用の有無や売却の可否についても検討が必要なことから、令和元年度は未利用施設の解体要望として財産活用化へ情報提供し、活用の有無等について確認を行います。 【検討中】</p>

129	下水道部 (経営企画課)	<p>意見 No.32 IV 下水道事業に関する事項 4 財産管理及び物品管理 遊休資産の把握漏れ</p> <p>中部下水処理場を視察したところ、遊休となっている資産が発見されたが、固定資産の減損会計の適用における遊休状態の判断を施設単位で行っていることもあり、当該遊休資産が遊休資産の一覧に集計されていなかった。</p> <p>稼働中の施設に帰属する遊休資産を含めて、遊休資産を網羅的に把握するため、各施設において少なくとも年に1回資産の稼働状況及び今後の転用見込み等を検討のうえ、経営企画課に報告する体制作りが望まれる。</p>	<p>平成30年度から、除却資産の確認時に、稼働中の施設に帰属する遊休資産も含めて稼働状況についても確認し、経営企画課への報告を行うよう事務の見直しを行いました。 【措置済み】</p>
130	下水道部 (下水道計画課)	<p>意見 No.33 IV 下水道事業に関する事項 4 財産管理及び物品管理 施設の管理</p> <p>各施設の維持管理情報等に関して、システム管理が可能であるが現状は紙ベースで管理を実施している。また、下水道部として決まった管理方法等は存在していない。</p> <p>今後のストックマネジメントを行っていく上で、各施設の管理情報を統一し、効果的かつ効率的に計画を策定していくことが望まれる。また、過去の維持管理情報をシステムに反映させる方法を検討することが望まれる。</p>	<p>今後の施設の維持管理を効果的かつ効率的に実施するため、維持管理情報のフォーマット統一と過去の維持管理情報の登録について、令和元年度に検討を行ってまいります。 【検討中】</p>
130	下水道部 (下水道計画課)	<p>意見 No.34 IV 下水道事業に関する事項 4 財産管理及び物品管理 ストックマネジメントへの取組</p> <p>ストックマネジメントに関して、必要なデータの整備、蓄積などを段階的に向上させることが望まれる。</p>	<p>平成30年度から稼働している下水道台帳(施設)システムに、平成30年度に実施した設備の点検の記録を登録しました。合わせてこれまでの修繕履歴についても登録しました。 【措置済み】</p>
132	下水道部 (経営企画課)	<p>指摘 No.15 IV 下水道事業に関する事項 5 入札及び契約 一者随意契約理由書の作成・保管</p> <p>一者随意契約を行っている案件について、随意契約理由書の作成・保管が行われていない案件が識別された。</p> <p>一者随意契約を行う場合には、一者随意契約を選択した理由の如何に関わらず、必ず随意契約理由書を作成し、入札調書として保存することが必要である。</p>	<p>各所属へ平成31年1月に一者随意契約理由書を添付するよう改めて周知し、経理系の審査においても理由書の確認を行っています。 【措置済み】</p>

133	下水道部 (下水道 管理セン ター施設 管理課) 職員課	<p>意見 No.35 IV 下水道事業に関する事項 6 人件費の管理 特殊勤務手当の支給基準</p> <p>下水道部では、労働安全衛生法上の危険物を取り扱う業務が定期的に行われているが、「新潟市職員の特殊勤務手当支給条例」では、有機りん製剤又はこれに類する薬品の取扱いのみ特殊勤務手当が支給される定めとなっている。</p> <p>下水道部においては、有機りん製剤以外にも様々な危険物を取り扱うということを念頭に、特殊勤務手当の内容の見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>【下水道部】 【職員課】</p> <p>下水道管理センター施設管理課水質係が実施する水質等の試験及び検査業務においては、危険性を有する薬品を取り扱っているため、毒物及び劇物取締法が規定する薬品を使用する場合、「新潟市職員の特殊勤務手当支給条例第12条第7号（「人体に有毒なガスの発生を伴う業務に従事した場合又は特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事した場合」）に該当するものとし、接触手当の支給対象として令和2年度から取り扱うことといたします。</p> <p>【方針決定】</p>
135	下水道部 (経営企 画課)	<p>指摘 No.16 IV 下水道事業に関する事項 7 会計処理 簿外資産</p> <p>平成17年の市町村合併により引き継いだ荻野町合併浄化槽、流通センター処理場、小新団地処理場の計3つの施設について、簿外資産となっている。資産の所属について調査・判断を行い、遅滞なく帳簿に反映することが必要である。</p>	<p>ご指摘のありました3施設については、遊休状態となっている施設として、平成30年度に減損の兆候を認識しました。令和元年度では減損損失の会計処理を実施いたします。</p> <p>【検討中】</p>
135	下水道部 (経営企 画課)	<p>指摘 No.17 IV 下水道事業に関する事項 7 会計処理 減損の判定</p> <p>遊休状態となっている施設9件（早通南処理場、尾山ニュータウン処理場、葛塚東処理場、新崎団地処理場、柳原処理場、大夫浜処理場、美里処理場、新崎南処理場、横戸処理場）について、減損の判定が行われていない。</p> <p>公営企業の財政状態を適切に反映する為、遊休資産については、每期減損の判定を実施し、減損損失の計上が必要と認められる施設については、適切に減損損失を計上することが必要である。</p>	<p>ご指摘のありました9施設については、遊休状態となっている施設として、平成30年度に減損の兆候を認識しました。令和元年度では減損損失の会計処理を実施いたします。</p> <p>【検討中】</p>

※措置欄に記載の【措置済み】，【方針決定】及び【検討中】について

【措置済み】は、外部監査人の指摘や意見について、必要な措置が実施されたこと、

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、措置方針が決定していること、

【検討中】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置が完了していない、改善措置方針が検討中であることを示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。

なお、【検討中】のものについては、要綱に基づき、来年度以降も継続して確認を行い、検討の結果を公表する予定となっています。また、今後の定期監査等において状況確認を行います。